

# 伊是名村簡易水道事業

## 平成 30 年度 水質検査計画



### 目 次

1. はじめに
2. 基本的な方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

## 1. はじめに

- (1) 水道法施行規則の改正(平成 16 年 4 月 1 日)により、水道事業者は水源種別、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた「水質検査計画」を策定することが義務づけられました。また、水質検査計画は毎事業年度の開始前に需要者に対して公表することとされています。
- (2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、これに基づき平成 30 年度伊是名村の水質検査計画を以下のとおり策定しましたので公表します。
- (3) 「水質基準に関する省令」の一部改正により、水質基準項目であるジクロロ酢酸(0.03mg/L)及びトリクロロ酢酸(0.03mg/L)の基準値が強化されました(平成 27 年 4 月施行)。

## 2. 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理、送・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第 20 条に基づく水質検査について作成するものですが、原水等の水質検査や水質管理目標設定項目など水質基準以外の項目についても、その重要性から水質検査計画に位置づけて検査を行います。

### (1) 検査地点について

水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え、浄水場及び水源とします。

### (2) 検査項目について

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目および水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。

### (3) 検査頻度について

- ① 水道法に基づく「毎日検査」及び「毎月検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ② 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから 3 年に 1 回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために検査頻度を減らさず全項目検査を年 1 回行います。
- ③ 水質管理目標設定項目(26 項目)については、その中から必要な検査対象項目を選定して年 1 回行います。また、水質管理目標設定項目に含まれる農薬類については水源地域における使用状況等を勘案して必要な検査対象項目を選定して年 1 回行います。
- ④ 水源については、水質基準項目等について年 1 回行います。

### 3. 水道事業の概要

- (1) 本村は沖縄本島の北に浮かぶ離島で、伊是名島、屋那覇島、具志川島、降神島から形成される群島であります。唯一の有人島である伊是名島の総面積は約 15km<sup>2</sup>です。
- (2) 本村の水道は、貯水池と井戸を水源として、仲田浄水場で浄水処理したあと村内全域に給水しています。
- (3) 配水系統については、伊是名配水池、勢理客配水池及び内花配水池の経由を含む4系統により村内5字に給水しています。
- (4) 平成29度における給水状況は次表のとおりです。

項目	内容
給水区域	村内全域
給水人口	1,433
一日最大給水量	810 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	610 m <sup>3</sup>

#### (5) 浄水場の概要

本村には浄水場が1ヶ所あります。その概要は次表のとおりです。

浄水場名	仲田浄水場
所在地	伊是名村字仲田 1203 番地
原水の種類	①天城ダム ②メジャーダム ③地下水(3号井戸) ④地下水(2号井戸) ⑤地下水(1-1号井戸)
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	891
浄水処理方法	硬度低減化施設 緩速ろ過 後塩素処理
施設概要	沈澱池：4池、 緩速ろ過池：3池、 自家発電設備 遠方監視設備

### 4. 原水及び水道水の状況

#### (1) 原水の状況

- ① 昭和 61 年に天城ダムを建設し、その後地下水を開発したが、特に地下水については蒸発残留物、硬度、鉄などが比較的高く水質悪化が懸念されたため、水質改善施設として平成 9 年度に硬度低減化施設を導入しました。
- ② 水源の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目は次表のとおりです。

水源名	種類	水源の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
3号井戸	地下水	地質由来	蒸発残留物、硬度、鉄など
1-1号井戸	地下水	地質由来	蒸発残留物、硬度、鉄など
2号井戸	地下水	地質由来	蒸発残留物、硬度、鉄、水銀など
天城ダム	ダム	地質由来	アルミニウム、鉄、マンガンなど
メナーダム	ダム	地質由来	アルミニウム、鉄など

(2) 水道水の状況

仲田浄水場において適正な浄水処理を行っており、全給水地域において水質基準に適合した安全な水道水を給水しています。

## 5. 検査地点

(1) 給水末端について

配水系統末端の4ヶ所の蛇口を検査地点とします。

(2) 水源について

水源水質の把握及び適切な浄水処理をするために、水源となっている井戸及びダムの取水地点を検査地点としています。

(3) 検査地点総括表

分類	検査地点
水源	①3号井戸 ②1-1号井戸 ③2号井戸 ④天城ダム ⑤メナーダム
給水末端	①仲田港ターミナル ②勢理客漁港 ③伊是名漁港 ④伊是名村ごみ処理施設

## 6. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される、蛇口(給水末端)における水質検査項目と検査頻度

① 毎日検査

法令に基づく3項目(色、濁り、消毒の残留効果)の検査を1日1回行います。(表2)

② 毎月検査

水質基準51項目(表1)の中からNo.1, 2, 4, 38~40, 46~51の12項目について毎月検査を行います。また、No.21, 23, 25, 27, 29, 30については、確認のため毎月検査します。

③ 年4回検査

水質基準51項目(表1)の中から、No.10, 22, 24, 26, 28, 31(6項目)は消毒剤および消毒副生成物として、年4回の検査を行います。また、No.42, 43(2項目)については原因藻類の発生の恐れがあるため夏場(6月~9月)に検査を実施します。

④ 年1回検査

水質基準51項目(表1)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回(1/5

以下の場合には1年に1回)まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査(51項目)を行います。

なお、伊是名漁港(平成27年4月追加)、伊是名村ごみ処理施設(平成28年4月追加)の2地点については、全項目検査(51項目)を3ヶ月に1回の基本頻度で実施します。

(2) 本村が水質管理上独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、表1(水質基準51項目)の中から39項目について年1回の検査を行います(消毒副生成物の11項目及び味を除く)。なお、必要な項目については毎月検査を行います。

② 表3の水質管理目標設定項目(26項目)のうち、浄水および原水の検査項目の設定に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」(平成15年10月10日付)を参考にして以下のとおり年1回行います。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年4回の検査を行います。

検査場所	浄水項目	原水項目
給水末端2ヶ所	16	—
水源・井戸3ヶ所	—	13
水源・ダム2ヶ所	—	13

③ 農薬類の検査については、地元JAから地域における農薬類の販売および使用状況を入手して、本村としては水源保全および影響把握の観点から水質管理目標設定項目の対象農薬リスト(120項目)の29項目及びその他農薬3項目の合計32項目の検査を原水3ヶ所について年1回行います。(表4)

④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年4月1日)に基づき、原水の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査をダム2ヶ所では毎月、井戸3ヶ所は年1回行います。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査をダム2ヶ所で年4回、井戸3ヶ所で年1回、浄水(仲田港ターミナル)でも安全確認のため年1回行います。

⑤ その他、原水水質の安全性及び性状を確認するために、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求(COD)、浮遊物質(SS)、全窒素(T-N)、全りん(T-P)、侵食性遊離炭酸などの検査を年1回行います。(表5) また、ダム水ではトリハロメタン生成能、クロロフィルaの監視強化のために年4回を実施します。

## 7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域周辺において消化器系感染症が流行ったとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 管路工事及びその他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認めたとき

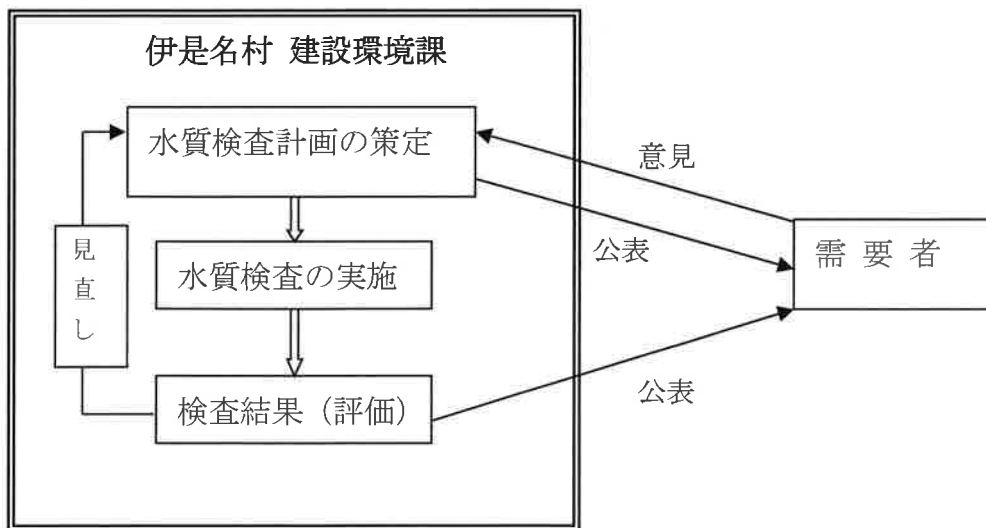
なお、検査項目は水質基準 50 項目および必要に応じた項目（農薬等）について行います。

## 8. 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- (2) 法令に基づく毎月検査および水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、厚生労働大臣登録水質検査機関への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

## 9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度作成し公表します。
- (2) 公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については、本村のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表します。
- (3) 次年度の水質検査計画の策定に当っては、本年度の検査結果を評価・見直しすると同時に需要者の皆様からのご意見、要望等を反映して水質検査計画を作成します。



水質検査計画の概念図

## 10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては

次のことに留意して厚生労働大臣登録水質検査機関に委託することにしていきます。

(1) 精度管理の評価

- ① 基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の水質検査が出来ること。
- ① 毎年、厚生労働省、沖縄県及び全国給水衛生検査協会が実施する外部精度管理において高い評価を得ていること。

(2) 検査体制の確認

- ① 経験豊富な分析技術者など人材が十分に確保されていること。
- ② 高度の分析機器が整備されていること。

(3) 信頼保証体制の確認

- ① ISO を取得していること。
- ② 特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- ③ 信頼保証部門と水質検査部門に各責任者を配置して組織体制が十分に機能していること。  
ISO とは、International Organization for Standardization の略で国際標準化機構の意味。  
ISO9001 とは、品質保証及び顧客サービスに関する国際規格。  
ISO14001 とは、環境マネジメントに関する国際規格。

(4) 臨時の検査及び緊急時の検査体制

- ① 水質汚染事故等に対して即対応できる体制にあること。
- ② 検査結果については、水質基準項 50 項目を 24 時間以内に提出可能であること。

(5) 水質管理、浄水処理及び水道施設全般の管理等について指導、助言が可能であること。

## 11. 関係者との連携

水道に関わる水質事故等が発生した場合には、関係課と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、適切な措置を迅速に実施することにより常に安全な水道水の供給に努めます。

問い合わせ先:伊是名村役場 建設環境課

住 所 :〒905-0695

伊是名村字仲田 1203 番地

電 話 :0980-45-2004

FAX :0980-50-7011

# 伊是名村水道施設 配水フローチャート

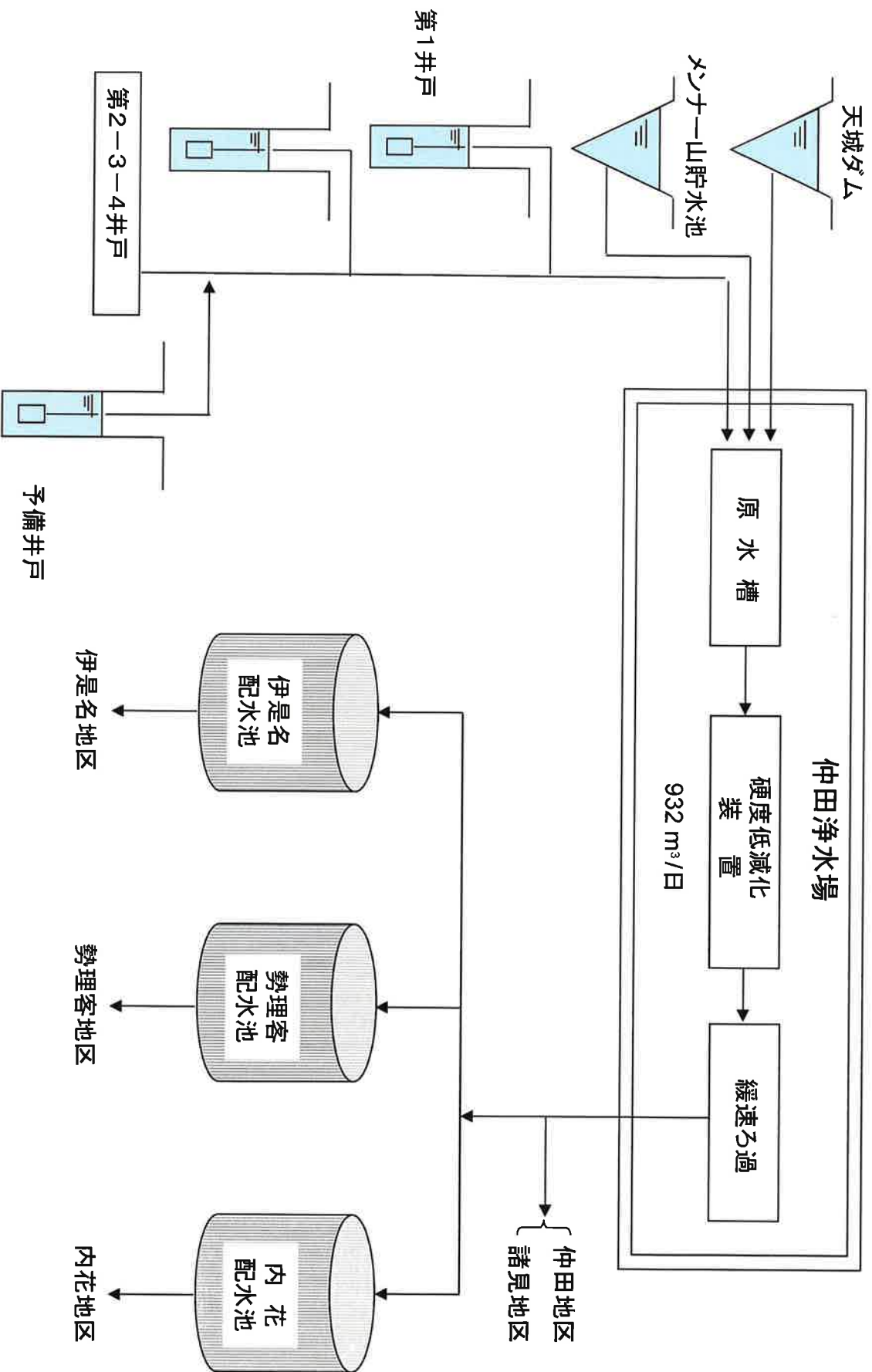




表1 基準項目 (51 項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100 個/ml 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン類) 法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン類) 法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン類) 法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
21	塩素酸	0.06mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン類) 法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	ICP 法、イオンクロマトグラフ (陽イオン) 法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン類) 法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陽イオン) 法
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	固相抽出-HPLC 法
42	ジオスミン	0.00001mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	パージ・トラップ GC-MS 法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法、固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	全有機炭素計測定法
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法
51	濁度	2 度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法

表2 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 浄水場の出口 (蛇口)
2. 検査項目 : 3項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	〃
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	〃

表3 水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L 以下	水 源		浄 水	備 考
			井戸 3ヶ所	ダム 2ヶ所		
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 *	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	—	—	○	資機材、薬品の観点から○
4	削除	削除	—	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	○	○	○	
6	削除	—	—	—	—	
7	削除	—	—	—	—	
8	トルエン	0.4	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	—	—	塩素剤として使用していない
11	削除	—	—	—	—	
12	二酸化塩素	0.6	—	—	—	塩素剤として使用していない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	—	—	○	消毒副生成物等の観点から○
14	抱水クロラール	0.02 *	—	—	○	〃
15	農薬類	**				検査項目は別表4に示す
16	残留塩素	1	—	—	—	毎日検査と重複する
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	—	—	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン及びその化合物	0.01	—	—	—	〃
19	遊離炭酸	20	○	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	○	○	
21	メチルセブチルエーテル	0.02	○	○	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	○	○	○	
23	臭気強度(TON)	3TON	○	○	○	
24	蒸発残留物	30-200	—	—	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1度	—	—	—	〃
26	pH値	7.5程度	—	—	—	〃
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	○	○	
28	従属栄養細菌	2000個/ml	○	○	○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	—	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		13	13	16	検査頻度 年1回 (従属栄養細菌のみ 年4回)

\* : 暫定値

\*\* : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

表4 農薬類の検査項目

	農薬名	用途	目標値 mg/L	検査対象	検査頻度
1	アシュラム	除草剤	0.2	井戸3ヶ所	年1回
2	アセフェート	殺虫剤	0.006	〃	〃
3	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤	0.3	〃	〃
4	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	〃	〃
5	エスプロカルブ	除草剤	0.03	〃	〃
6	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08	〃	〃
7	カフェンストール	除草剤	0.008	〃	〃
8	カルブドバミド	殺菌剤	0.04	〃	〃
9	カルボフラン	殺虫剤	0.005	〃	〃
10	キャプタン	殺菌剤	0.3	〃	〃
11	グリホサート	除草剤	2	〃	〃
12	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05	〃	〃
13	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	〃	〃
14	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	〃	〃
15	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	〃	〃
16	ダイアジノン	殺虫剤	0.005	〃	〃
17	チウラム	殺菌剤	0.02	〃	〃
18	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3	〃	〃
19	テフリルトリオン	除草剤	0.002	〃	〃
20	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	〃	〃
21	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	〃	〃
22	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	〃	〃
23	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02	〃	〃
24	プロシミドン	殺菌剤	0.09	〃	〃
25	ベノミル	殺菌剤	0.02	〃	〃
26	ベンタゾン	除草剤	0.2	〃	〃
27	メソミル	殺虫剤	0.03	〃	〃
28	メタラキシル	殺菌剤	0.06	〃	〃
29	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	〃	〃
30	アゾキシストロビン	殺菌剤	0.5	〃	〃
31	テニルクロール	除草剤	0.2	〃	〃
32	ベンスルフロンメチル	除草剤	0.4	〃	〃

表5 その他、本村が水質管理上必要とする検査項目

	検査項目	原水		浄水	検査頻度	備考
		井戸 3ヶ所	ダム 2ヶ所			
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	—	年1回	
2	化学的酸素要求量 (COD)	○	○	—	〃	
3	浮遊物質 (SS)	○	○	—	〃	
4	全窒素(TN)	○	○	—	〃	
5	全りん(TP)	○	○	—	〃	
6	侵食性遊離炭酸	○	—	—	〃	
7	大腸菌	○	○	—	井戸年1回	クリプトスポリジウム 汚染の指標菌として
8	嫌気性芽胞菌	○	○	—	ダム年12回	
9	クリプトスポリジウム ジアルジア	○	○	○(年1回)	井戸年1回 ダム年4回	
10	クロロフィルa	—	○	—	年4回	
11	トリハロメタン生成能	—	○	—	〃	

別表 水質検査頻度

3-41-17 伊是名村 仲田港ターミナル

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、安全確認等のため	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表 水質検査頻度

3-41-61 伊是名村 勢理客漁港

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、安全確認等のため	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年			
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生のあるため(6月~9月の年4回)	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基48	味	×	1回/月	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月	1回/月			
基50	色度	×	1回/月	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日			

別表 水質検査頻度

3-41-75 伊是名村 伊是名漁港

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

## 別表 水質検査頻度

## 3-41-76 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年				
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値の7/10以上のため、毎月検査とする		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年				
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	平成27年から追加した検査地点のため基本頻度とする		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表 水質状況

3-41-17 伊是名村 仲田港ターミナル

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	基準値との比較										過去3年 最大値	過去 最大値	1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	判定		
			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度												
基1	一般細菌	100	73	64	1	1	2	2	0	2	3	3	73	○						□	適合		
基2	大腸菌	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○							適合		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○							適合		
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○							適合		
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○							適合		
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.002	○		□					適合		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○							適合		
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○							適合		
基9	亜硝酸態窒素	0.04							<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○							適合		
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○							適合		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.17	1.61	0.71	0.14	1.99	1.49	1.97	2.43	1.32	2.43	2.43				○	□			適合		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	0.13	0.07	0.10	<0.05	<0.05	0.09	0.05	0.07	0.09	0.13				○	□			適合		
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.036	0.060	0.029	0.035	0.038	0.038	0.052	0.040	0.036	0.052	0.060	○							適合		
基14	四塩化砒素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○							適合		
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○							適合		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	○							適合		
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	○							適合		
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○							適合		
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○							適合		
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○							適合		
基21	塩素酸	0.6	0.79	0.97	0.41	0.34	0.34	0.51	0.49	1.35	0.47	1.35	1.35							○	□	不適合	
基22	クロロ酢酸	0.02	0.001	0.001	0.003	0.002	0.002	0.001	<0.002	0.002	<0.002	0.002	0.003	○		□					適合		
基23	クロロホルム	0.06	0.017	0.032	0.11	0.032	0.016	0.012	0.014	0.037	0.021	0.037	0.11							○	□	不適合	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.012	0.029	0.014	0.008	0.006	0.003	0.014	0.006	0.014	0.029							○	□	適合	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.063	0.068	0.085	0.082	0.078	0.079	0.083	0.086	0.064	0.083	0.083							○	□	適合	
基26	臭素酸	0.01	0.003	<0.001	0.003	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○								適合	
基27	総トリハロメタン	0.1	0.13	0.15	0.22	0.23	0.18	0.16	0.18	0.18	0.15	0.18	0.23								○	□	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002	0.010	0.030	0.011	0.004	0.003	<0.004	0.010	0.003	0.010	0.030							○	□	適合	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.032	0.041	0.075	0.047	0.043	0.038	0.042	0.056	0.038	0.056	0.075							○	□	不適合	
基30	ブロモホルム	0.09	0.099	0.058	0.050	0.17	0.087	0.069	0.094	0.065	0.071	0.094	0.17							○	□	不適合	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.005	○								適合	
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	0.009	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.009	○								適合	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.010	0.015	0.015	0.009	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.015	○								適合	
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	○								適合	
基35	銅及びその化合物	1	0.008	0.027	0.003	0.004	0.015	0.010	0.009	0.006	0.008	0.009	0.027	○								適合	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	51.1	60.5	29.2	41.4	49.6	56.0	65.8	56.5	46.4	65.8	65.8							○	□	適合	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○								適合	
基38	塩化物イオン	200	192	109	102	183	138	172	183	125	106	183	192							○	□	適合	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	494	484	279	346	323	415	444	397	346	444	494								○	□	不適合
基40	蒸発残留物	500	828	688	462	54	568	816	838	688	560	838	838								○	□	不適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○								適合	
基42	ジエオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○								適合	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○								適合	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	○								適合	
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○								適合	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.3	3.3	3.3	3.2	2.1	2.3	2.3	3.0	2.0	3.0	3.3							○	□	不適合	
基47	pH値	5.8~8.6	8.1	8.0	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8	7.9	8.1									適合	
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0									適合	
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0									適合	
基50	色度	5	10	2.6	4.1	2.5	1.4	1.0	1.5	2.4	1.7	2.4	4.1								○	適合	
基51	濁度	2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.4								○	適合	
毎1色																							
毎2濁り																							
毎3消毒の残留塩素																							

備考

- ①過去3年間とは平成26年度から平成28年度のこと、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成20年度から平成28年度のこと、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L以下」である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L以下」である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L以下」である。





別表 水質状況

3-41-75 伊是名村 伊是名漁港

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度		H28年度		過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
			23	2	23	2			1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	不検出	-	-											適合
基2	大腸菌															適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005											適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	<0.001	<0.001											適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005											適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004											適合
基10	シアン化合物(チオン及び塩化シアン)	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.68	1.68	2.68	2.68	2.68									適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.07	0.07											適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.041	0.042	0.042											適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005											適合
基16	ビス(1,2-ジクロロエチル)及びビス(1,2,3-ジクロロエチル)	0.04	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基17	ジクロロメタン	0.02	0.0003	0.0001	0.0001											適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基21	塩素酸	0.6	0.61	0.45	0.61	0.61	0.61									不適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002											適合
基23	クロロホルム	0.06	0.032	0.018	0.032											適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002											適合
基25	ジブromoクロロメタン	0.1	0.061	0.052	0.062											適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001											適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.16	0.14	0.16											不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	0.002	0.011											適合
基29	ブromoジクロロメタン	0.03	0.049	0.035	0.049											不適合
基30	ブromoホルム	0.09	0.079	0.068	0.079											適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	<0.001	0.002											適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	0.005	0.006											適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.005	<0.005	<0.005											適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01											適合
基35	銅及びその化合物	1	0.015	0.008	0.015											適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	56.7	59.9	59.9											適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	0.001	0.001											適合
基38	塩化物イオン	200	124	108	124											適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	394	402	402											不適合
基40	蒸発残留物	500	628	600	628											不適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02											適合
基42	ジエチルアミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001											適合
基43	2-メチルブチルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001											適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002											適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005											適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.9	2.0	2.9											適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.9	7.8	7.9											適合
基48	味		異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)											適合
基49	臭気		異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)											適合
基50	色度	5	2.9	1.6	2.9											適合
基51	濁度	2	<0.1	0.2	0.2											適合
毎1色																
毎2濁り																
毎3	消毒の残留塩素															

備考

- ①過去3年間とは平成28年度から平成28年度の間で、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成27年度から平成28年度の間で、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49(D)及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間が「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

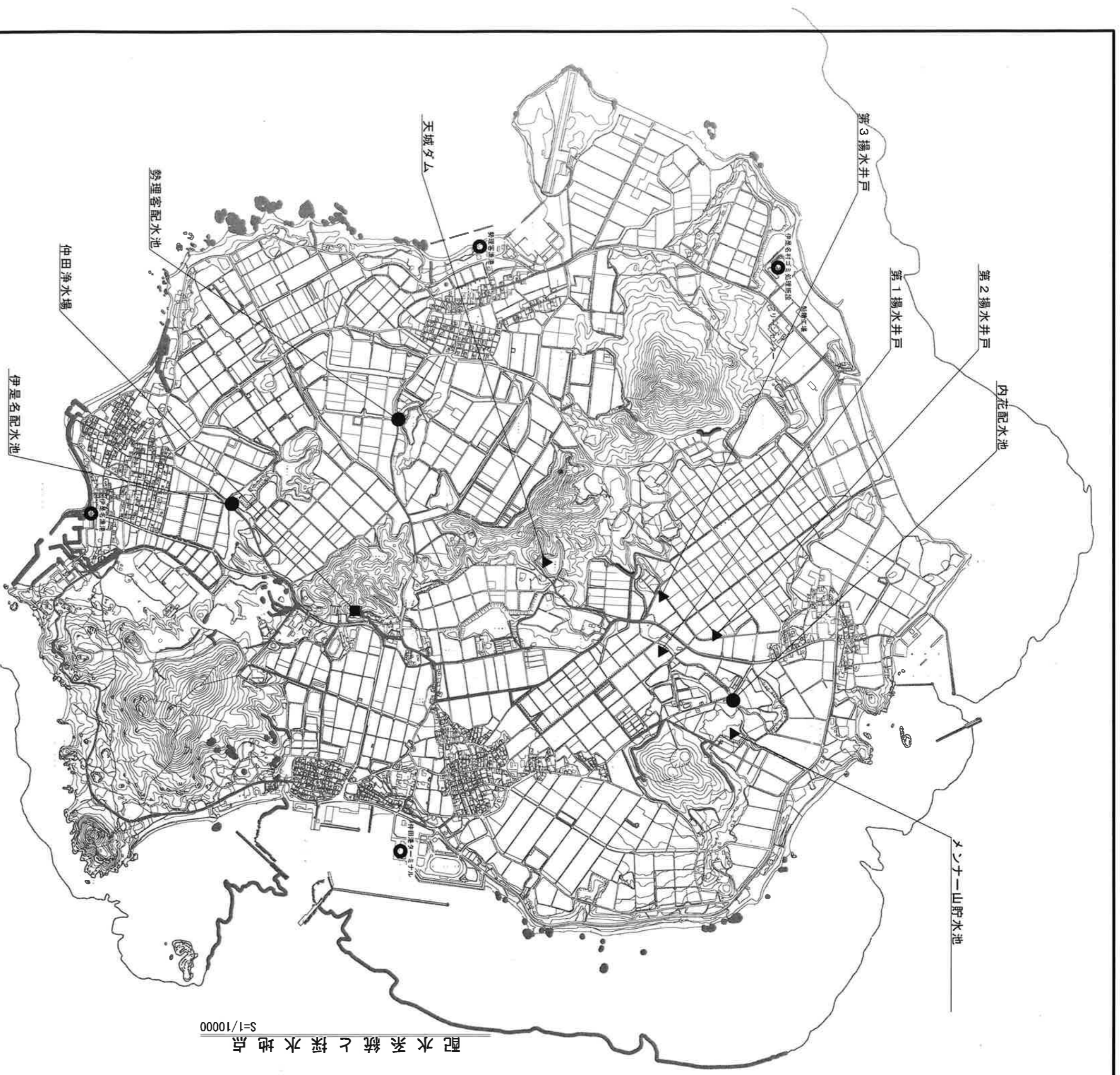
別表 水質状況

3-41-76 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較					判定	
						1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上		1以上
基1	一般細菌	100	3400	3400	3400							不適合
基2	大腸菌	不検出	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□					適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	○	□					適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	○	□					適合
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.82	1.82	1.82			○	□			適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.07	0.07	○	□					適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.043	0.043	0.043	○	□					適合
基14	四塩化砒素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	○	□					適合
基16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□					適合
基21	塩素酸	0.6	0.45	0.45	0.45				○	□		適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基23	クロホルム	0.06	0.0059	0.0059	0.0059	○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.049	0.049	0.049			○	□			適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.13	0.13	0.13					○	□	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.023	0.023	0.023					○	□	適合
基30	ブromoホルム	0.09	0.066	0.066	0.066					○	□	適合
基31	ホルムアルデヒド*	0.08	0.001	0.001	0.001	○	□					適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.105	0.105	0.105			○	□			適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	○	□					適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	○	□					適合
基35	銅及びその化合物	1	0.038	0.038	0.038	○	□					適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	60.8	60.8	60.8			○	□			適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	0.001	0.001	○	□					適合
基38	塩化物イオン	200	112	112	112				○	□		適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	399	399	399					○	□	不適合
基40	蒸発残留物	500	601	601	601					○	□	不適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	○	□					適合
基42	ジエチルアミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基43	2-メチルイソプロパノール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□					適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	○	□					適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□					適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.0	2.0	2.0					○	□	適合
基47	pH値	5.8~8.6	8.1	8.1	8.1							適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	0	0							適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	0	0							適合
基50	色度	5	3.0	3.0	3.0					○	□	適合
基51	濁度	2	0.2	0.2	0.2	○	□					適合
毎1	色											
毎2	濁り											
毎3	消毒の残留塩素											

備考

- ①過去3年間とは平成28年度から平成28年度の間で、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成28年度から平成28年度の間で、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで「1/5、1/10の判断ができない」。
- ⑥基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。



配水系統と採水地点  
S=1/10000

凡 例	
▲	水源地
■	浄水場
●	配水池
○	採水地点